

## 栃木県埋蔵文化財センター管理規則

(平成3年3月29日 栃木県教育委員会規則第2号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、栃木県埋蔵文化財センター条例（平成3年栃木県条例第4号）第4条の規定に基づき、栃木県埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料の貸出し)

第2条 センターの保管する資料（以下「資料」という。）は、学術研究等のために利用しようとする者に対し、貸出しをすることができる。

2 資料の貸出しをうけようとする者は、資料貸出承認申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(損害賠償)

第3条 資料の貸出しを受けた者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(考古資料等の寄託)

第4条 センターは、考古資料等の寄託を受けることができる。

2 寄託された考古資料等は、センター所有の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、当該考古資料等の貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

(委 任)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

# 資料貸出承認申請書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

申請者 住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

（電話番号）

下記のとおり資料の貸出しを受けたいので申請いたします。

## 記

- 1 利用目的
- 2 申請資料
- 3 希望期間
- 4 貸出しを受けた後の利用場所
- 5 利用方法
- 6 輸送方法
- 7 取扱責任者

（文化財課）